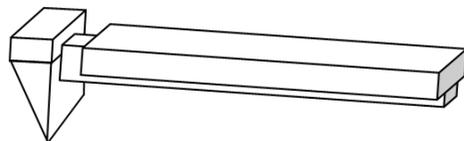


東郷町介護保険住宅改修Q & A (令和5年8月更新)

	項目	質問	回答	根拠
1	全般	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2
2	全般	家族が行う工事は住宅改修の対象になるか。	本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることができる。この場合、工賃は支給対象外となる。	
3	全般	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2
4	全般	施設入所している要介護者が、毎月施設から外泊することがあるため住宅改修を行いたい。この場合介護保険の住宅改修の対象となるか。	生活の拠点は施設にあるため、至急対象外となる。	
5	全般	住宅改修工事に伴う清掃費は支給対象となるか。	改修工事に伴い発生した清掃部分については支給対象となる。(柱や壁に穴を開けた際粉が飛ぶため施工後に清掃を行う、現状回復のための簡単な清掃など) ただし、最低限の必要清掃のみ対象となるため大掛かりなクリーニング清掃等は支給対象外となる。	
6	手すりの取付け	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は支給の対象となるか。	単に老朽化したことが原因である場合は、支給対象とならない。 なお住宅改修のその他の項目の工事でも同様の取扱いとする。	
7	手すりの取付け	前方ボード付手すりは支給の対象となるか。	前方ボードの使用用途として便器への移乗、便器からの立ち上がり、排便時の姿勢保持がある。 移乗動作を目的とし、なおかつ前方ボードの形状としても適切なものとみなされるため支給対象となる。	



	項目	質問	回答	根拠
8	手すりの取付け	住宅内にトイレが2ヶ所あり、そのどちらにも手すりを設置することは介護保険の支給対象となるか。	被保険者本人の身体状況と生活により判断する。 例えば居室近くと寝室近くにトイレがあり、日中は居室で生活するため居室近くのトイレを使用し、夜間は寝室近くのトイレを使用する場合等が2ヶ所とも支給対象となる。 なお、1階と2階にトイレがあり、普段の生活は1階でしているが、仏間に線香をあげる時に2階にあがることがある場合は、1階トイレは支給対象となるが、2階トイレは生活動線から外れるため支給対象外となる。 「引き戸等への扉の取り換え」など住宅改修の別項目の工事でも同様の取扱いとする。	
9	手すりの取付け	階段に既存の手すりがあるが、現在の被保険者本人の身体状況では高さがあわずうまく握れない場合、既存の手すりを取り外し被保険者本人の身体状況にあった手すりを新たに取付ける工事は住宅改修の支給対象になるか。	既存の手すりを適切な位置へ付け替える工事をしていただきたい。またこの場合施工費のみ支給対象となる。 なお、高さだけでなく手すりの形状も被保険者本人の身体状況にあっていない場合は、新たに設置する手すりの材料費、施工費ともに支給対象として差し支えない（形状のみが合わない場合も同様の取扱いとする）。 付け替え工事については被保険者本人の身体状況により判断するため、事前に相談いただくか理由書に必要理由を詳しく記載すること。	
10	手すりの取付け	階段等で両サイドの壁に手すりを設置する場合、介護保険の支給対象となるか。	被保険者本人の身体状況により判断する。 例えば片側に麻痺があり、上り下りいずれかで手すりを握ることができない場合は至急対象となる。	
11	手すりの取付け・段差の解消	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12. 11. 22 介護保険最新情報 vol. 93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
12	段差の解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2

	項目	質問	回答	根拠
13	段差の解消	<p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	
14	段差の解消	<p>高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。</p>	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。	
15	段差の解消	<p>昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。</p>	<p>12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2</p>
16	段差の解消	<p>段差解消のため、敷居を撤去する工事は支給対象となるか。</p>	支給対象となる。	
17	段差の解消	<p>階段の段数を増やして、一段あたりの高さを低くする場合は支給対象となるか。</p>	支給対象となる。	
18	段差の解消	<p>階段の段数は変えず、平面部分(踏み分)を広くして転倒防止を図ったり、車いすでの移動を安全なものにする工事は「段差の解消」として支給対象となるか。</p>	段差自体は変わっていないため、支給対象とならない。	
19	段差の解消	<p>掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事は支給対象となるか。</p>	支給対象とならない。	

	項目	質問	回答	根拠
20	段差の解消	段差解消で敷居を撤去した場合に扉の下に隙間ができるが、それに伴う扉の交換は支給対象となるか。	このような理由での扉の交換は支給対象とならない。ただし、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事は、段差の解消の付帯工事として支給対象となる。	
21	段差の解消	洗濯物を干す等の理由により日常的にベランダに出入りする要介護者がいる。居室とベランダとで高低差があるため、ベランダ部分に踏み台の設置を行う工事は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。	
22	滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更	階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更」の支給対象としてよろしいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係る Q&A
23	滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2
24	滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更	特殊寝台を和室に設置する等の場合、畳が傷む等の理由で畳をフローリングに変える工事は支給の対象となるか。	本人の身体状況等に応じた工事ではないため、支給の対象外となる。	
25	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給の対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2
26	引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給の対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2
27	引き戸等への扉の取替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び 住宅改修の範囲の 変更に係るQ&Aにつ いて

項目	質問	回答	根拠	
28	洋式便器等への便器の取替え	<p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。</p>	<p>12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2</p>
29	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	<p>商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。</p>	<p>12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2</p>
30	洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	<p>介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。</p>	<p>12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2</p>
31	洋式便器等への便器の取替え	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	<p>12.4.28事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2</p>
32	その他	既存の浴室をユニットバスに改修する工事は介護保険の支給対象となるか。	<p>ユニットバスについては被保険者本人に必要な住宅改修の項目ごとに見積金額の按分ができる場合のみ支給対象となる。</p> <p>【支給対象となる工事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり用の手すりの取付け ・転倒防止を目的とした浴室床の滑りにくい床材への変更 ・脱衣所と浴室の段差解消を目的とした浴室床部分の改修 ・浴室床と浴槽底の高低差を軽減させる段差の解消としての浴槽の取替え ・被保険者本人の身体状況に合わせた引き戸等への扉の取替え 	